

山梨県へき地保育所間食支給費補助金交付要綱

(昭和45年6月2日児第6-5号)

(目的)

第1条 知事は、へき地保育所における保育内容の充実を図り、これによって児童の福利の増進を期するため、市町村が行うへき地保育所間食支給費に必要な経費に対して予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては山梨県補助金等交付規則（昭和38年6月20日山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) へき地保育所

厚生省発第76号厚生事務次官通知（昭和36年4月3日）別紙「へき地保育所設置要綱」に基づき知事が指定したものをいう。

(2) 間食

へき地保育所において、在籍児童に対する主食又は副食以外の牛乳、菓子、果物その他これに類する食物であつて、児童の福利を増進させるものをいう。

(補助金交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象は、へき地保育所在籍児童に支給する間食材料購入に要する経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の(1)及び(2)により算出したもののうちいずれか低い額に2分の1を乗じて得た金額の範囲内とする。

(1) 間食材料の経費として市町村が各月に支出した月額の間食合計額

(2) 予算の範囲内で別に定める児童1人当たりの日額単価を各へき地保育所における各月初日在籍児童数に乗じて得た額にその月の間食支給日数（月22日を超えるときは22日を限度とする）を乗じた額の年間合計額。

(補助金交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする市町村は、規則第4条の規定によりへき地保育所間食支給費補助金交付申請書（様式第1号）により知事が定める期日までに提出するものとする。

(補助金交付の決定)

第6条 知事は、第5条または第7条第1項による申請書を受理したときは、これを審査のうえ適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付決定を行い、申請者にその旨通知する。

（補助金交付の条件）

第7条 補助金交付の決定を受けた市町村は、事情の変更により申請の内容を変更する場合（ただし、補助目的の達成に支障を来すことなく、かつ補助金の額の増額を伴わない軽微な変更を除く）には、すみやかに補助金変更承認申請書（様式第2号）を知事に届けなければならない。

2 補助金交付の決定を受けた市町村は、年度途中において補助事業を中止または廃止する場合には、すみやかに補助事業中止（廃止）申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 この補助金の交付は精算払いとする。

（実績報告書）

第9条 規則第12条の規定による実績報告書は、事業完了後1か月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、様式第4号を知事に提出しなければならない。

（経理帳簿の整理）

第10条 補助金の交付を受けた市町村は、当該補助事業の実施に関する「へき地保育所間食支給状況表」（様式第5号）並びに間食材料購入に関する出納簿、間食材料受払簿、受領書等の証拠書類を事業完了後5年間保管しておかななければならない。

附則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱は、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

(様式第 1 号)

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長 名 印

平成 年度へき地保育所間食支給費補助金交付申請書

平成 年度において、へき地保育所間食支給事業を実施したいので、次のとおり、山梨県補助金等交付規則第 4 条及び山梨県へき地保育所間食支給費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 _____ 円
- 2 平成 年度へき地保育所間食支給費所要額調書（別紙 1）
- 3 当該事業に係る市町村の歳入歳出予算書抄本

(様式第 2 号)

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長 名 印

平成 年度へき地保育所間食支給費補助金変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた、平成 年度へき地保育所間食支給費補助金に係る事業を次のとおり変更したいので、申請します。

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 変更を必要とする理由（具体的に、かつ詳細に記すこと）
- 3 平成 年度へき地保育所間食支給費所要額調書（別紙 1）
- 4 当該事業に係る市町村の歳入歳出予算書抄本

(様式第3号)

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長 名 印

山梨県へき地保育所間食支給費補助金事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた山梨県へき地保育所間食支給費補助金に係る事業を、次の理由により中止（廃止）したいので申請します。

1 事業中止（廃止）理由 （具体的に記入すること）

2 添 付 書 類

(1) 交 付 申 請 書 (写)

(2) 交 付 決 定 通 知 書 (写)

(3) その他知事が必要と認める書類

(様式第4号)

番 号
平成 年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

市 町 村 長 名 印

平成 年度へき地保育所間食支給費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった平成 年度へき地保育所間食支給事業を実施したので、山梨県補助金等交付規則第12条、及び山梨県へき地間食支給費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

- 1 平成 年度へき地保育所間食支給費精算書（別紙2）
- 2 平成 年度へき地保育所間食支給状況表（様式第5号）の写
- 3 当該事業に係る市町村の歳入歳出決算書（見込書）の抄本